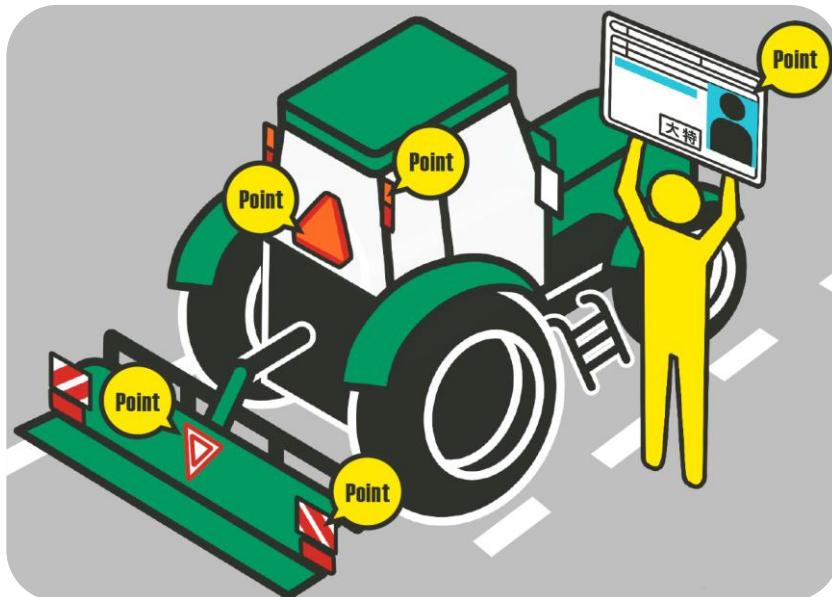


トラクタで道路を走るときは ルールを守りましょう！



作業機を装着・けん引した
トラクタが公道を走るため
のルールを確認しましょう。

確認Point

車両 + 作業機の幅

車両速度(15km/h)

灯火器類等の有無

免許の有無

作業機をつけた状態での
大きさ (最大部分の大きさ)



小

幅1.7m

幅2.5m

大

遅

作業機への灯火器類等の設置

大型特殊免許の所持 (※1)

特殊車両通行許可
の申請 (※3)

時速
15km

作業機への灯火器類等の設置

大型特殊免許の所持 (※1)

作業機を装着した状態での安定性の確認 (※2)

特殊車両通行許可
の申請 (※3)

速

時速35km以上での走行は、北海道・九州・沖縄のみ可能です。

※1 車両総重量が750kg以上の車両を
トラクタでけん引する場合は、大型特殊
免許のほかけん引免許が必要です。

※2 作業機を装着した状態での安定性が
確認されていないトラクタは、時速
15km以下で走行する必要があります。
安定性が確認されているトラクタと
作業機の組み合わせは、(一社)日本農
業機械工業会HPにて公開しています。

※3 特殊車両通行許可については、道路
管理者(国道:地方整備局、都道府県道
:都道府県、市町村道:市町村)への申請
が必要です。なお、農道を走行する際の
申請は不要です。

左記のルールは一例です。
詳しいルールは農林水産省HPや
日本農業機械工業会HPで確認を！



農林水産省HP 日本農業機械工業会HP



公益社団法人

ふくい農林水産支援センター

Fukui Agriculture, Forestry and Fisheries Support Center

裏面に研修情報を掲載しています！